

# トーマツ 統合報告関連ニュース

## 統合報告アドバイザー室

(トーマツWebサイト『統合報告&サステナビリティ関連サービス』解説記事より抜粋)

### IIRCが統合報告<IR>の保証に関する2つの文書を発行

国際統合報告評議会 (IIRC) は、保証の役割をステークホルダーが理解し、その有益性や課題についての世界的なディスカッションを起こすため、Assurance on <IR> : an introduction to the discussion及びAssurance on <IR> : an exploration of issuesの2つの文章を発行した。

これらの文章では、以下などの論点について議論が行われている。

- 保証の性質と、それらの様々なメカニズムがそれぞれどのように信頼性付与に寄与するか
- 将来志向情報、説明的記載、情報の網羅性に対処するための方法論
- 保証に当たっての重要性 (マテリアリティ)、報告境界 (バウンダリ) 及び結合性

IIRCは2014年12月1日まで意見を募集し、回答はIIRCが取りまとめて公表する予定である。IIRCは保証の基準設定の主体とはならず、集まった意見をもとに基準設定団体や関連する組織をサポートする活動を検討する予定である。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスWebサイト解説記事 (2014.07.31)

([http://www.tohmatsu.com/view/ja\\_JP/jp/services/consulting/report/64c96e4772097410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm](http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/64c96e4772097410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm))

### IFACとCIPFAが公的部門におけるガバナンスの国際的フレームワークの最終版を公表

国際会計士連盟 (IFAC) と英国勅許公共財務会計協会 (CIPFA) は、共同で策定した「公的部門における望ましいガバナンスのための国際的フレームワーク」の最終版を公表した。当該フレームワークには、公的部門の主体が、公益のために行動する

一方で、その目的とする成果を達成できるように設定された7つの主要原則が盛り込まれている。フレームワークは持続可能な経済的・社会的・環境的成果、及びガバナンスと公共財政管理との間の関連を重視することを後押しし、また国際公会計基準 (IPSAS) と統合報告の活用を支持している。

7つの主要原則は以下の通りである。

- A. 誠実性を持った行動、倫理的価値及び法の支配に対する強いコミットメントの明示
- B. 公開性の確保及び包括的なステークホルダー・エンゲージメント
- C. 持続可能な経済的、社会的及び環境的利益の観点からのアウトカムの定義
- D. 最も効率良く意図とするアウトカムを達成するために必要な介入の決定
- E. リーダー及びそこで働く個人の能力など、主体のキャパシティの向上
- F. 確固たる内部統制及び強固な公共財政管理を通じた、リスク及び業績の管理
- G. 効果的な説明責任を遂行するための、透明性、優れた実務報告及び監査を実行する

フレームワークではガバナンスを、ステークホルダーのための意図する成果を定義し達成できるように整備される仕組みを構成することとし、7つの主要原則によりこれを実現しようとしている。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスWebサイト解説記事 (2014.07.03)

([http://www.tohmatsu.com/view/ja\\_JP/jp/services/consulting/report/0eafd93c00ea7410VgnVCM2000003356f70aRCRD.htm](http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/0eafd93c00ea7410VgnVCM2000003356f70aRCRD.htm))

### 統合報告、G20への提言に向けて

企業セクターがG20首脳に提言を行うために結成されたフォーラムであるBusiness 20 (B20) のインフラ・投資タスクフォースが、既存の会計・企業報告と株主にとっての長期的価値創造の関係性について分析した報告書を発行した。

当該報告書は企業報告については以下に焦点を当てている。

- 統合報告は、企業報告をより長期的投資を促すものにするキー・イノベーションであると、6つの国際的な会計事務所からなるネットワークが支持している。
- インフラ投資金額が必要額に対して年間およそ5000億ドル不足していることに対し、政策立案者が緊急に対処すべきであると強調している。また、企業報告が現在の短期主義傾向から、長期リターンへ方向転換するための重要な役割を任っていると提言している。
- 統合報告は、より優れた投資評価モデルの構築をサポートし、将来を見据えた時間軸で長期的保有目的での投資判断を実行する可能性を持っていると提言している。
- G20の財務大臣に対して、企業報告がインフラ投資とその他の長期投資推進の助けとなるように、企業報告が進化するにあたって何らかの実務上・法律上の障壁が存在する場合には対策を講じることがを要請している。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告 & サステナビリティ関連サービスWebサイト解説記事 (2014.06.24)

([http://www.tohmatu.com/view/ja\\_JP/jp/services/consulting/report/88b94c04f4007410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm](http://www.tohmatu.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/88b94c04f4007410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm))

## 「Corporate Reporting Dialogue」(企業報告に関する対話)の立ち上げ

国際統合報告評議会(IIRC)は2014年6月17日、IASBやFASB等、企業報告の分野で国際的に大きな影響力を持つ組織を結集した、Corporate Reporting Dialogue (CRD)の立ち上げを発表した。

CRD参加者は以下の組織である：

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)
- Climate Disclosure Standard Board (CDSB)
- 米国財務会計基準審議会 (FASB)
- グローバル・レポート・イニシアティブ (GRI)
- 国際会計基準審議会 (IASB)
- 国際統合報告評議会 (IIRC)
- 国際公会計基準審議会 (IPSASB)
- 国際標準化機構 (ISO)
- 米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)

これら参加者は、よりよい連携を望む市場からの要求に応え、参加組織間の積極的な連携を促進させ

ることを通じて報告にかかる企業の負担を軽減させることを目的としている。

CRDの主目的は、

- 報告フレームワーク・基準・関連ルールの方向性、内容、開発に関するコミュニケーション
- 各フレームワーク、基準、関連ルールを調和させるための実践的な方法の識別
- 情報共有や共同声明、主要な規制当局への関与となっている。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告 & サステナビリティ関連サービスWebサイト解説記事 (2014.06.17)

([http://www.tohmatu.com/view/ja\\_JP/jp/services/consulting/report/673fb76fa1dc6410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm](http://www.tohmatu.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/673fb76fa1dc6410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm))

## サステナビリティ報告に関するアップデート

サステナビリティ報告に関連する最新トピックの概要は次の3点である。

- 「持続可能な証券取引所 (SSE) イニシアティブ」への新たな証券取引所の参加
- Global Reporting Initiative (GRI) によるオーストラリアでのG4適用状況の報告
- Climate Disclosure Standards Board (CDSB) による非財務情報の報告境界設定に関する審議文書の公表

SSEイニシアティブは、ロンドン証券取引所(LSE)グループのSSEイニシアティブへの参加を発表した。当イニシアティブにはNYSEユーロネクスト、NASDAQ、ワルシャワ証券取引所(WSE)、インド、ブラジル及び南アフリカの証券取引所がすでに参加している。

参加取引所は、企業の社会的責任の発展や、投資家、上場企業、規制当局、資本市場インフラを成す組織の間での責任ある投資を推進している。

GRIはオーストラリアでの実践的なサステナビリティ報告の概要、及び「G4サステナビリティ・レポート・ガイドライン」を適用した企業の経験を記載した「G4 in Practice - Australia's Early Adopters」を発行した。

オーストラリアの上場企業上位100位のうち、サステナビリティ報告を発行した企業が、2011年から2013年の間で25%増加し、また発行している企業の82%がサステナビリティに関わる影響や、取り組みを開示しているとのことである。

CDSBは非財務情報の報告境界の設定に取り組んでおり、既存の「CDSBフレームワーク」の更新の一環として、投資家の利益に結びつく特定の環

境情報の作成及び、開示方法の支援を目的とした諮問文書を公表した。

最新の審議文書Proposals for boundary setting in mainstream reportsでは、以下の非財務情報の報告境界に関わる課題について調査している。

- ▶企業の統制 (Control) と責任 (Responsibility)、企業活動の成果 (Outcome) と影響 (Impact) の区別といった用語の整理
- ▶財務諸表作成において用いたアプローチをどのように調整して非財務情報についても適用するかについて

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスWebサイト解説記事 (2014.06.13)

([http://www.tohmatu.com/view/ja\\_JP/jp/services/consulting/report/km/19cdb76fa1dc6410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm](http://www.tohmatu.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/km/19cdb76fa1dc6410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm))

以上

『トーマツ統合報告&サステナビリティ関連』のお問い合わせ先：

この記事に関するご意見・ご質問は、トーマツWebサイトのお問い合わせフォーム (<http://www.tohmatu.com/ira>) をご利用いただくか、又は「統合報告アドバイザー室」までお電話 (03-6213-1540) にてお問い合わせ下さい。

## トーマツ企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.tohmatu.com/book/er/>

トーマツ企業リスク研究所では、2003年10月より、季刊誌『企業リスク』を発行しております。本誌では、毎号企業のリスク管理活動に有益でタイムリーなテーマを取り上げております。是非ともご購入賜りますようお願い申し上げます。

<最新号 第44号 (2014年7月号)出版予告>

- 特集 組織を磨いて不正を防ぐ  
クライシスへの備え/不正対応にビッグデータを駆使する方法/組織風土分析に基づく不正リスク識別アプローチ
- 研究室  
ISO/IEC27001規格改定のポイント  
サステナブルイベント
- 連載  
企業リスクの現場 第5回 食品会社のリスクマネジメント

お問合せ先 トーマツ企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohmatu.co.jp